

協議 1

将来にわたり持続可能な公共交通網の実現に向けた実証事業の実施について

1 実証事業の実施理由

秋田市では、令和3年3月に策定した「第3次秋田市公共交通政策ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現に向けて、乗換を前提とした公共交通網への再編に向けた検討を進めている。

乗換を前提とした公共交通網への再編にあたっては、一定の地域内における生活に必要な移動をカバーする面的交通と、地域間を結ぶ幹線的バス路線を組み合わせることで効果的かつ効率的な運行が可能になると考えているところである。

ビジョンに位置づけた小型車両による面的交通については、日常生活に必要な移動を担う交通として、他都市でも導入されているものであるが、本市においてはこれまでに事例がない新たな交通手段であることから、実際の導入に向けて、利用者および運行事業者における課題を抽出するため、実証事業として運行しようとするものである。

2 運行方式

区域運行

3 運行事業者

高尾ハイヤー(株)および国際タクシー(株)

4 運行車両

小型タクシー車両

5 営業区域および運送の区間

別紙のとおり

6 運行時刻

8時から17時まで

7 運賃

利用者の負担額は1人当たり、1乗車300円とする（小児半額）。

小型タクシー車両による距離制運賃または時間制運賃により運行することとし、実際の距離制運賃または時間制運賃と利用者負担額の差額は秋田市が実証事業経費として負担する。なお、秋田市が独自に実施している高齢者コインバス事業および福祉特別乗車証の対象にはしない。

8 運行開始日

令和5年2月14日（予定）

9 その他

本事業は、道路運送法第4条に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）」又は同法第21条に基づく「国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行う乗合旅客の運送」として実施する。